

令和5年度

中小企業等外国出願支援事業

公募要領

< 申請受付期間 >

令和5年5月30日(火)～令和5年7月5日(水)午後5時必着

公益財団法人三重県産業支援センター

《 目次 》

事業の概要	．．．．．	1 ページ
1 応募資格	．．．．．	1 ～ 5 ページ
(1) 対象となる企業等		
(2) 対象となる出願		
2 補助対象経費	．．．．．	5 ～ 7 ページ
3 補助率及び補助限度額	．．．．．	7 ～ 8 ページ
(1) 補助率		
(2) 補助限度額		
4 採択数（予定）	．．．．．	8 ページ
5 事業期間及び事業の流れ	．．．．．	8 ページ
(1) 事業期間		
(2) 実績報告書の提出期限		
(3) 事業の流れ		
6 応募手続き	．．．．．	8 ～ 12 ページ
(1) 申請受付期間		
(2) 申請方法		
(3) 交付申請書類及び添付書類の提出先（問い合わせ先）		
(4) 提出書類		
7 審査の概要及び審査基準	．．．．．	12 ～ 13 ページ
(1) 審査の概要		
(2) 審査の観点		
(3) 加点措置		
8 採択後の補助事業者の事業全般の留意事項	．．．．．	13 ～ 15 ページ
(1) 事業全般		
(2) 経理処理		
別紙 1	．．．	本事業の標準フロー

事業の概要

外国への特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業等に対し、外国出願に要する費用の一部を補助します。

本件補助事業（以下、「本事業」という。）は、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金実施要領（以下、「実施要領」という。）に則り実施します。

1 応募資格

（１）対象となる中小企業等

外国出願を予定しており、以下の要件を満たす県内に事業所を有する「中小企業者」（みなし大企業は除く）又は「それらの中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）。ただし、地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人が含まれるとともに構成員は問いません。

- ① 書類提出について、国内弁理士等の協力を受けられること（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類を自らの責任で提出できること）。
- ② 本事業完了後5年間の状況調査（特許庁が行うフォローアップ調査、当センターが実施する査定状況調査）に協力していること。
- ③ 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」に該当しないこと（交付申請書の提出により、実施要領別紙「暴力団排除にかかる誓約事項」に同意したものとみなします）。

（２）対象となる出願

以下の要件を満たす産業財産権に係る外国出願（種別：特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）。

- ① 既に日本国特許庁へ行っている国内出願であって、採択後（交付決定日）から令和6年1月末日まで（以下、「事業期間内」という。）に外国特許庁へ国内出願と同一内容で行う出願及び支払が完了したもの。
- ② 外国出願の基礎出願である国内出願と予定している外国出願がともに、申請者である中小企業の名義であること。
- ③ 外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。

（注）

※ 交付決定前に外国出願した場合は対象となりません。また、交付決定前に発注

した費用（例えば翻訳料等）については、補助対象となりませんので、ご注意ください。

- ※ 日本国特許庁に対して既に行っている出願であって、これと同一内容で行う予定の外国出願が対象であり、外国への第1国出願（日本国特許庁への基礎出願がないもの）は原則対象となりません。なお、基礎となる日本国特許庁への出願は、事業期間内である必要はありません。ただし、優先権主張期間内の外国特許庁への外国出願が対象となります（商標登録出願を除く）。
- ※ 国内出願と同一内容であれば、複数国への外国出願が対象となります（各国への出願時期は、例えば12月に米国、1月にドイツと中国等、事業期間内であれば時期が異なっても問題ありません。また、欧州（欧州特許庁又は欧州連合知的財産庁（旧称：欧州共同体商標意匠庁））への出願についても対象となります。ただし、欧州特許庁からEPC加盟国への移行手続きは登録査定後となるため、出願後に発生する費用となり対象となりません。

各種別で対象となる出願

< 特許 >

ア) パリルートによる外国出願：

本事業の交付申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、交付決定後、事業期間内に優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願。

イ) PCT 国際出願における各国への国内移行出願：

- 本事業の交付申請前に日本国特許庁に国内出願、受理官庁として日本国特許庁に対しPCT 国際出願とともに完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う出願。
- 日本国特許庁に基礎出願はないが、申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT 国際出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う出願（いわゆるダイレクトPCT 国際出願）。

（注）

※ ダイレクトPCT 国際出願の場合は、必ず事業期間内に日本国特許庁への国内移行を行う必要があります。なお、日本国移行に係る費用は支援対象外です。

< 実用新案 >

ア) パリルートによる外国出願：

本事業の交付申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う出願（日本国に対する基礎出願は特許又は実用新案いずれの出願でも構いません）。

イ) PCT 国際出願における各国への国内移行出願：

- 本事業の交付申請前に受理官庁として日本国特許庁に対し PCT 国際出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う出願。
- 日本国特許庁に基礎出願はないが、申請前に受理官庁として日本国特許庁に対し PCT 国際出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う出願（いわゆるダイレクト PCT 国際出願）。

（注）

※ ダイレクト PCT 国際出願の場合は、必ず事業期間内に日本国特許庁への国内移行を行う必要があります。なお、日本国移行に係る費用は支援対象外です。

< 意匠 >

ア) パリルートによる外国出願：

本事業の交付申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張して外国特許庁に直接意匠出願を行う出願。

ウ) ハーグ協定に基づく外国出願：

- 本事業の交付申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張してハーグ出願を行う出願。
- 本事業の交付申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本国を指定締約国として指定する予定の出願で、交付決定後、事業期間内にハーグ出願を行う出願（この場合、申請時には日本に基礎となる出願がありません。必ず日本を指定締約国に含むことが必要です）。
- 本事業の交付申請前に日本を指定締約国としたハーグ出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張して、当該出願を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とし、外国出願する出願。

< 商標（冒認対策商標含む） >

ア) パリルートによる外国出願：

本事業の交付申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に直接商標出願を行う出願（出願予定国での先行調査等で問題が無い場合は、出願にあたって優先権の主張の有無は問いません）。

エ) マドプロ出願：

- 本事業の交付申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している出願で、交付決定後、事業期間内にマドプロ出願を行う出願。
- マドプロ出願における事後指定で、指定国や指定商品・役務を追加する出願。

(注)

- ※ 事後指定とは、国際登録後に、新たに「領域指定」として指定国又は指定商品・役務を追加することです。事後指定した出願については、事後指定の日を新たな出願日とみなすことができるため、補助対象とすることができます。
- ※ 商標については、原則、日本国特許庁に出願している分類と同じ分類で外国出願するものが対象となります。外国出願の際に新たに分類を追加したものは、その追加は認められません。ただし、ニース協定に加盟していない等で、日本と異なる商標の国際分類を使用している場合は、日本の分類と実質的に同様と認められれば、補助対象として構いません。
- ※ 商標の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している出願も対象となります（基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなします）。
- ※ 商標については、①パリルートで優先権主張する場合、④マドプロ出願する場合は、制度上、日本語の商標を基礎として現地語に翻訳した商標を外国出願することができません。

《 冒認対策商標とは 》

本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願」を冒認出願、その対策を目的とした外国への商標出願を「冒認対策商標」と定義付けしています。

通常の商標出願であれば、外国での事業展開計画（なぜその出願国を選んだのか）についても求めるところ、冒認対策商標については、事前に外国において商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、冒認出願対策の意思の確認のみで可とします。

(注)

- ※ 当該対象にかかる出願については、申請書様式が異なっていますのでご注意ください。

< 個別事項等 >

- ① 日本国内で既に行っている複数の出願をまとめて1つの出願として外国出願する場合

中小企業の海外展開にかかる事業戦略上、複数の出願をまとめて1つの出願とすることが有益であることも想定されるため、複数の出願をまとめて外国出願することに妥当性が認められる場合は、補助対象とすることができます。具体的には、同一商標にかかる複数の異分類の商標出願や、発明の単一性を満たしている複数の特許出願等を想定しています。

- ② 日本国内で行っている出願を分割して、その一部を外国出願する場合
 1 出願中に 2 以上の発明（特許の場合）や指定商品・役務（商標の場合）等が含まれていた場合、その出願の一部を抜き出して分割出願することができます。
- ③ 日本国内で既に行っている出願を補正して、外国出願する場合
 各国への国内移行に際し、国際調査報告書及び見解書で指摘された拒絶の理由等を解消するため（PCT 国際出願の場合）や各国の制度上補正が必要となる場合があることから、基礎出願と実質的に同一であると考えられる場合等は、基礎出願を補正し外国出願した場合も補助対象にできます。この場合、補正にかかる費用（WIPO 及び外国特許庁に対する補正費用、国内・現地代理人費用等）も補助対象として構いません（補正が認められるケースについては、個別にご相談ください）。
- ④ 共同出願の場合
 共同出願については、特許料等の軽減措置と同様に、出願に関する中小企業者の持ち分比率に応じた費用のみが補助対象となります。ただし、実際に中小企業者等が出願時に負担している費用額を超えた額を補助対象経費とすることはできません。
- 例 1) A 社（中小企業）と B 社（大企業）の共同出願で、それぞれの持ち分比率が A 社 1 / 2、B 社 1 / 2、出願にかかった費用 100 万円すべて A 社が負担した場合の補助対象経費及び補助交付申請額。
 ⇒補助対象経費は中小企業の持ち分により、50 万円、補助交付申請額は 25 万円（補助率 1 / 2 以内）となります。
- 例 2) A 社（中小企業）と B 社（大企業）の共同出願で、それぞれの持ち分比率が A 社 9 / 10、B 社 1 / 10、出願にかかった費用が 100 万円。
 ただし、費用負担割合は A 社、B 社とも 1 / 2（50 万円ずつ）の場合の補助対象経費及び補助交付申請額。
 ⇒補助対象経費は中小企業の持ち分から算出すると 90 万円となりますが、A 社の負担額は（ただし書きの条件より）50 万円であり、当該負担額（50 万円）を超えた額（90 万円－50 万円＝40 万円）を補助対象経費とすることはできないため、補助対象経費は 50 万円、補助交付申請額は 25 万円（補助率 1 / 2 以内）となります。

2 補助対象経費

外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳料等。

＜参考＞補助対象経費の例

経費区分	内容
外国特許庁への	・ 出願国への出願手数料（パリルート等で出願した当該外国の

出願手数料	出願手数料) ・ PCT 国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料（日本国移行に係る費用は除く） ・ WIPO（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料 ・ <u>外国特許庁へ出願料と同時に支払うことの出来る費用（審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金など）</u>
現地代理人費用 国内代理人費用	・ 上記外国出願に係る国内代理人費用 ・ 同現地代理人費用 ・ 振込手数料、送金手数料及び振込に要する費用 ・ 出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人申請書証明費用、委任状作成費用等）
翻訳料	・ 翻訳に要する費用（「WORD の単価×WORD の数」等の内訳を請求書等に明示すること）

＜参考＞補助対象外の例

対象とならない費用	・ <u>交付決定日より前に着手した費用</u> ・ 先行技術調査に係る費用 ・ 本補助金の申請書作成に係わる代理人費用 ・ 国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等 ・ 一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁や国内外代理人に支払った費用（出願後の自発の補正・中間手続きにかかる経費（出願と同日の手続きではない審査請求料、登録料、維持年金、手数料など）） ・ PCT 国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料、送付手数料、予備審査手数料） ・ 日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料（マドプロ、優先権主張に係る費用） ・ <u>国内外代理人の仲介手数料（原則対象外）</u> ・ <u>請求書、受領書など提出書類の翻訳費</u>
-----------	---

（注）補助対象経費全般にわたる留意事項

※ 中小企業が外国に出願する際に要する費用が対象です。PCT 国際出願の場合は国内移行に要する費用、意匠（ハーグ出願）の場合は国際事務局（WIPO）に出願する際に要する費用、商標（マドプロ出願）の場合は国際登録出願のみならず事後指定に要する費用も含みます。いずれの場合も、日本国特許庁へ納付する手数料は対象外です（PCT 国際出願における国際出願手数料や調査手数料等については、別途、交付金制度及び料金軽減措置があります）。

※ 補助金額は、予算の範囲内で補助金を交付します。

※ 基礎出願が同じであれば、基本的に案件件数は「1」とカウントします。

例1) 1つの基礎出願をもとに特許と合せて実用新案を同日に外国出願する場合は、種別が異なるため、特許で「1」、実用新案で「1」とそれぞれカウントし、上限額は特許で150万円、実用新案で60万円となります。

例2) 共同出願の場合、同一案件について共同出願人が複数人でそれぞれ補助金を申請した場合でも、案件数は「1」となるため、1案件あたりの上限額は特許であれば150万円、商標であれば60万円となります。…A社（中小企業）とB社（中小企業）の共同出願で（特許）で、A社、B社とも補助金の申請をしてきた場合。ただし、それぞれの持ち分比率がA社1/2、B社1/2、出願にかかった費用360万円をそれぞれ半額ずつ負担した場合。⇒通常通り計算すると補助対象経費は、中小企業の持ち分により180万円ずつ、補助交付申請額は90万円となるところ、A社とB社の双方から申請があったため、1案件あたりの上限額が150万円を超えてしまうことになります。よって、この場合は、上限額150万円を持ち分比率で割り、A社とB社とも75万円ずつの補助交付申請額となります。

4 採択数（予定）

4件程度

※ 当センターに設置する審査委員会で選考の上、8月中旬頃に決定する予定です。
また、審査委員会において、申請者によるプレゼンテーション審査を行います。

5 事業期間及び事業の流れ

（1）事業期間

補助金の交付を受けて行う事業の期間は、交付決定日から令和6年1月31日（水）までであり、当該期間内に外国出願を完了する必要があります。

（2）実績報告書の提出期限

実績報告書の提出期限は、事業完了日（弁理士事務所等に支払が完了した日）から計算して30日以内、又は令和6年2月13日（火）までのいずれか早い日となります。

（3）事業の流れ

『別紙1 本事業の標準フロー図』を参照願います。

6 応募手続き

(1) 申請受付期間

令和5年5月30日（火）～7月5日（水）午後5時必着

(2) 申請方法

次の2つの申請方法から選択してください。

申請方法	電子申請システム「jGrants」と 郵送(*)の併用 *持参可	郵送(*)のみ（従来） *持参可
条件	「Gビズ ID」を取得している、又は、 上記申請受付期間内に、「Gビズ ID」を 取得し、かつ申請が間に合う 〈注〉 「Gビズ ID」の取得には、2～3週間程度の 審査期間が必要となります。よって、申請 が間に合いそうにない場合は、郵送のみ （右記）で行ってください。	「Gビズ ID」を取得していない
手順	① 「jGrants」のHPで、「Gビズ ID」 でログインし、 補助金検索から「【三重県】令和5 年度_中小企業等海外出願・侵害対 策支援事業費補助金（中小企業等 外国出願支援事業）」を選択、事業 者名等を入力して申請する。なお、 本補助金は機密保持の内容を含む ため、入力の基本情報のみとなり ます。 ※ 複数案件を申請する場合は、その案件 数だけ同じプロセスを行う。 ② 郵送と同じ手順で、申請受付期間 内に郵送してください。	後述する（4）提出書類を、下記提 出先へ郵送してください。

※ 「jGrants（J グランツ）」は、経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。オンラインで申請状況や処理状況が把握できるのに加え、オンライン上で書類のやり取りが可能になります。

※ 「Gビズ ID」の URL : <https://www.gbiz-id.go.jp/top/> 、 「jGrants」の URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

(3) 交付申請書類及び添付書類の提出先（問い合わせ先）

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

技術支援課 技術支援班

TEL：059-253-1430 担当：和田

※ 提出は、郵送（電子申請システムとの併用を含む）又は持参とし、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けられません。

※ ジェトロと当センターの両方で申請する場合の注意点

- ① 申請者が、同一案件（基礎出願番号、出願国が同一）を、ジェトロと当センターに同時期に申請することは不可。ただし、先にどちらかで採択結果（不採択）が確定した時点で、公募中のもう一つの実施機関に再申請することは可。
- ② 申請者が、他案件（基礎出願番号が違う、又は基礎出願番号が同じだが出願国が違う）をジェトロと当センターに同時期に申請することは可。ただし、案件上限額、企業上限額の範囲内とします。

(4) 提出書類

取得場所及び提出書類	提出部数
○当センター・ホームページ https://www.miesc.or.jp/support/contents/764 ■ 間接補助金交付申請書 ・ 様式第 1-1（特許、実用新案、意匠及び商標の申請用） ・ 様式第 1-2（冒認対策商標申請用） ■ 様式第 1-1、1-2 の別紙（国内弁理士等選任代理人の協力承諾書）※選任代理人に依頼しない場合は不要 ■ 提出書類チェック表（交付申請用）※提出時に、必ず本表でチェックを行い、同封を忘れずにお願いします。 ○法務局 1) 登記簿謄本等の写し（申請者の提出日より3ヶ月以内のもの） ○以下、交付申請者 ※一部はホームページより取得可能 2) 会社の事業概要（注1） 3) 役員等名簿（注2） ※ホームページより、「様式第 1-1（1-2）の別添」を入手 4) 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し 5) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願書類の写し	左記提出書類 共通： 正 1部 副 5部 ※正は、交付申請書及び協力承諾書について、押印のある原本を添付。副は、原本の写し。 ※正及び副とも、片面印刷、クリップでとめてください。ホッチキスで綴じないでください。

6) 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3） 7) 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画 ※ホームページより、実施要領様式第6（実績報告書）の「2. 間接補助事業の収支決算(1) 収入」の表を参考にしてください。なお、書式は任意です。 8) 先行技術調査等の結果（注4） 9) 外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し ○以下、審査における加点を希望する場合に必要な追加書類 10) 地域貢献性加点：地域未来牽引企業認定証の写し 11) 賃上げ加点：賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書 ※様式書類は、給与総額又は一人あたりの平均受給額、常時使用する従業員の有無で異なります。（点線枠内参照） ・別紙1の1（誓約書・表明書）＜給与総額（常時使用する従業員有り）＞ ・別紙1の2（誓約書・表明書）＜平均受給額（常時使用する従業員有り）＞ ・別紙1の3（誓約書・表明書）＜給与総額（常時使用する従業員無し）＞ ・別紙1の4（誓約書・表明書）＜平均受給額（常時使用する従業員無し）＞ ・前年度の法人税申告書別表1（注5）	※会社の事業概要：パンフレットの場合は、すべて原本を添付してください。
（注1） 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。 （注2） 「役員等名簿」については、法人である場合は役員（謄本に記載はすべて、監査役も含む）、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。 （注3） 「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳料等についても、国内代理人が他者に依頼する場合には、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「8. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。 （注4） 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみな	

らず、調査種類（特許・実用新案・意匠・商標）、調査対象範囲（外国・国内、公開・公告（登録）等、国際分類等、調査期間）、調査実施者等も記載すること。なお、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、PCT 国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。 （注5） 【給与総額】又は【平均受給額】の何れかを選択します。前年度の法人税申告書別表1が必要です。	
--	--

7 審査の概要及び審査基準

（1）審査の概要

- ① 提出書類について、申請者によるプレゼンテーション審査（審査委員会）を行う予定です。具体的には、発明・商標等の内容、出願する技術及び創作等を活かした製品等の出願予定国における事業計画の説明をお願いします。
審査委員会の日程は、7月下旬から8月上旬を予定しています。事前にご連絡しますので、必ず出席をお願いします。
- ② 採択案件の決定後、交付申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を交付申請者の担当者・連絡先に文書にて通知します。※提出書類は、採択の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。
- ③ 採択となった場合には、原則として、企業名、所在地、権利種別をホームページ等で公表します。

（2）審査の観点

審査基準
① 権利取得可能性について 申請書における先行技術調査等の結果によって、外国での権利取得の可能性について判断します。※本件公募要領、提出書類（注4）参照のこと（11～12ページ） ② 事業性について 当該出願による権利を活用して出願予定国で事業展開を行う、輸出する、模倣品等権利侵害品への対策を講じる等、計画の妥当性（出願の目的及び出願

国の選定理由）・実現性（出願国の市場動向の情報収集分析）及び成果を判断します。なお、冒認対策商標の場合には、事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が重要であることから、冒認出願の意思（冒認対策の必要性：出願目的及び出願国の選定理由）の確認のみ行います。

③ 財務性について

直近２期分の決算書の写し及び資金計画によって、申請者が外国出願を行うのに必要な資金能力、資金計画を有するか確認します。

④ 地域貢献性について

収益増大を通じた雇用創出効果等の地域貢献が期待できるか判断します。

※交付申請書の事業展開計画の項目欄に、出願する技術、創作等を活かした製品等の現状（国内で既に実施済みの場合）及び将来の収益目標についても記入してください。

（３） 加点措置

● 地域貢献性加点（加点付与を希望する申請者のみ）

地域未来牽引企業については、地域貢献性について加点措置を講じます。

● 賃上げ加点（加点付与を希望する申請者のみ）

厳しい経営環境下で、従業員の賃上げ等に積極的に取り組んでいる事業者に対し、加点措置を講じます。

● 新規利用者（加点措置の希望の有無を問いません）

平成２６年度以降一度も本事業に採択されていない新規利用者について加点措置を講じます。

※ 上記に則り、原則として評価の高いものから順に予算の範囲内において交付先を決定します。決定に当たっては、必要に応じて金額や事業内容に修正を加えるなどの条件を付す場合があります。

８ 採択後の補助事業者の事業実施の留意事項

（１） 事業全般

① 交付決定を受けた後、本事業の内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止する場合には、事前に承認を得なければなりません。

② 実績報告時に国内弁理士等の協力が得られなかった場合（必要な書類の提出ができなかった場合）は、補助事業者に対し補助金の支払いができませんのでご

ご注意ください（交付決定の取消し事由に該当します）。なお、国内弁理士等に出願を依頼せず、直接現地代理人に出願を依頼した場合においても同様です。

- ③ 補助金の支払いについては、本事業完了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。原則として、当該確定に当たり、補助対象の証拠書類の確認ができない場合については、当該補助対象経費は対象外となります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた者の事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ④ 本事業の効果の把握のため、本事業完了後5年間の状況調査（特許庁が行うフォローアップ調査、当センターが実施する査定状況調査）について、必ず協力をお願いします。
- ⑤ 補助事業者は、善良なる管理者の注意をもって事業を行わなければなりません。補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：外国出願の放棄又は取下げ、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
※ 外国出願の放棄又は取下げ等を行わないこと。事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならなくなった場合には、必ず事前に当センターへ連絡し、承認を受けてください。
- ⑥ 補助事業者は、証拠書類を含む関係書類について事業完了日の日の属する会計年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

（２）経理処理

- ① 本事業を行うにあたり経費区分（外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳料）ごとの管理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
- ② 支払は銀行振込を原則とし、支払の事実を証明できるもの（国内代理人から現地代理人への支払の場合は「送金計算書・送金実行通知書」、補助事業者から国内代理人への支払の場合は「銀行振込受領書等」）を保管・整理してください。クレジットカード、小切手、手形で支払う場合は補助対象となりませんのでご注意ください。
- ③ 消費税は補助対象外です。補助金額の算定段階において、消費税及び地方消費税（海外付加価値税（VAT）等を含む）を補助対象経費から除外して算定してください。補助事業において支払う補助対象経費に消費税（海外付加価値税を含む）が含まれているか不明のまま補助対象として計上する場合、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるため、消費税の確定申告仕入控除税額が明らかとなった場合には、当該補助金に係る仕入控除税額を報告のうえ返還し

なければなりません。

- ④ 補助対象経費の外貨の支払の円換算の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、原則切捨てにより補助対象金額として計上してください。

附則 本件公募要領は、令和５年５月２３日から施行する。

別紙 1 (中小企業等外国出願支援事業) 本事業の標準フロー

時期	当センター	中小企業者 (申請者)	国内代理人	現地代理人	外国特許庁
募集期間: 令和 5 年 5 月 30 日(火) ~ 令和 5 年 7 月 5 日(水)					
		① 国内代理人との協力関係構築:申請者 ⇄ 国内代理人(現地代理人) ➢ 国内弁理士等選任代理人の協力承諾書(国内代理人) ➢ 権利取得の可能性調査(国内代理人及び/又は現地代理人) ➢ 補助対象経費の見積入手(国内及び現地代理人及び/又は現地代理人)			
		申請※「電子申請システムと郵送の併用」又は「郵送のみ」 			
令和 5 年 7 月下旬~ 8 月上旬頃		② 審査委員会 プレゼンテーション審査(予定) 			
令和 5 年 8 月中旬頃		③ 審査結果:当センター ⇒ 申請者 ⇄ 国内代理人 ➢ 国内代理人へ連絡。外国出願費用の減免有無、出願と同時に審査請求を行うか等確認 			
事業期間: 交付決定日 ~ 令和 6 年 1 月 31 日(水)		④~⑥ 事業実施・出願経費支払:申請者 ⇄ 国内代理人 ⇄ 現地代理人 ➢ 交付決定日から事業期間の最終日まで外国出願及び外国出願経費の支払を完了 (出願国、出願方法、請求項について計画変更の場合、変更申請が必要) ➢ 外国出願完了(現地代理人、外国特許庁へ出願及び出願手数料支払) ➢ ④国内代理人、現地代理人からの請求書に基づき出願経費支払 ➢ ⑤⑥中小企業事業者、国内代理人からの請求書に基づき出願経費支払 			
実績報告書提出期限: 外国出願完了日から 30 日以内又は 令和 6 年 2 月 13 日(火) のいずれか早い日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日(日)		⑦~⑩ 実績報告書の作成提出・補助金請求:申請者 ⇄ 当センター ➢ 外国特許庁へ出願した証拠書類、出願経費の証拠書類を揃える ➢ ⑦実績報告書(様式第 6)を、当センターへ提出する ※ 出願国別で外国特許庁・現地代理人・国内代理人別に補助対象経費を円換算で記載する必要がありますので、記入の仕方が分からないときはご相談ください。 ⑧ 当センター ⇒ 申請者: 補助金の額の確定 ⑨ 申請者 ⇒ センター: 精算払請求書(様式第 7)の提出(補助金請求) ⑩ 当センター ⇒ 申請者: 補助金の支払			

※弁理士事務所等に支払いが完了した日が完了日になります。